

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）
第17条に基づき、女性の職業選択に資する情報について公表するもの。

なお、同法第15条に基づき、平成28年4月に「三重県警察における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」（以下「計画」という。）を策定し、
数値目標等を設定した。

1 計画における数値目標

- 目標1 平成31年度までに、全女性警察官に占める警部補以上の女性警察官の割合をおおむね15%とする。
- 目標2 平成31年度までに、配偶者出産休暇の取得率を65%以上、育児参加休暇の取得率を15%以上とする。

2 計画における取組事項（概要）

(1) 目標1に対する取組事項

ア 採用・登用の拡大

募集活動の強化、職域（配置箇所）の拡大、教養参加機会の均等化

イ 各種教養の実施

女性警察官対象の各種教養の充実

ウ 働きやすい職場環境づくり

施設・装備資機材の充実、女性職場相談員制度等の効果的な運用、セクシュアル・ハラスメント防止、時間外勤務の縮減、全職員の意識改革の徹底

(2) 目標2に対する取組事項

ア 職員への周知

全職員に対する休暇制度の周知徹底

イ 休暇を取得しやすい職場環境（雰囲気）づくり

休暇取得職員の業務補完態勢、周囲の職員の休暇制度への理解の醸成

3 女性の職業選択に資する情報

(1) 女性職員の採用割合（平成27年度）

- 警察官 19.2%（24人中125人）
- 一般職員 77.8%（7人中9人）
- 業務補助職員 100.0%（12人中12人）
- 特別職の非常勤職員 0.0%（0人中22人）

(2) 女性職員の育児休業取得率（平成27年度） 100.0%

(3) 男性職員の配偶者出産休暇取得率（平成27年度） 47.4%

(4) 男性職員の育児参加休暇取得率（平成27年度） 9.8%

(5) 警察官に占める女性職員の割合（平成28年4月1日） 9.5%